



市老連だより 3

令和 2 年 12 月 18 日

一 般 社 団 法 人
大阪府老人福祉施設連盟
施 設 長 各 位

一 般 社 団 法 人
大阪府老人福祉施設連盟
代 表 理 事 後 藤 静 男

第 195 回 社 会 保 障 審 議 会 介 護 給 付 費 分 科 会 各サービスの運営基準等の改正案、一部は再審議に 社保審・分科会

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告いたします。

厚生労働省は2日の社会保障審議会・介護給付費分科会に、2021年度介護報酬改定に向けた各サービスの運営基準等の改正案を示しました。提案はおおむね了承されたが、認知症グループホームの夜勤職員体制と個室ユニット型施設の定員緩和について議論が集中しました。田中滋分科会長(埼玉県立大学理事長)が「決定を強行するわけにはいかない」と判断し、この2点については次回の分科会で再提案されます。

各サービスの人員配置や設備の基準を改正する場合、自治体によっては条例の改正などが必要な場合があり「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」などの改正が必要となるため、これまでの議論から介護報酬改定案に先行する形で進めています。

今回、厚労省が示した案は、全サービス共通項目の「感染症や災害への対応力強化」では、▽施設系サービスは現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施などに加え訓練(シミュレーション)の実施▽その他のサービスでも委員会の開催と、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施などとした。

それぞれの項目では、(1)訪問系サービスで夜間対応型訪問介護のオペレーターの配置基準の緩和(2)通所系サービスで通所介護の地域などとの連携強化や、認知症対応型通所介護について管理者の配置基準の緩和(3)短期入所系サービスで短期入所生活介護の看護職員の配置基準見直しなど9項目に整理されました。

このうち、1ユニットごとに夜勤1人以上の配置とされている認知症グループホームの夜勤職員体制の見直しでは「3ユニットの場合で各ユニットが同一階に隣接しており、一体的な運用が

可能な構造で、安全対策(マニュアルの策定、訓練の実施)をとっていることを要件に、夜勤2人以上の配置へ緩和を可能とする」としています。

また、個室ユニット型施設の整備・勤務体制の見直しでは「介護・看護職員の平均的な配置を勘案して職員を配置するよう努めることを求めつつ、1ユニットの定員15人を超えない範囲で緩和する」見直しが盛り込まれました。

これらについて、労働者側と利用者本人・家族側の立場の委員が強く反発。伊藤彰久委員(連合総合政策推進局生活福祉局長)は「職員の配置を減らす内容ばかり」だとし、「政府の人材確保の意味が変わってきたのか」と質問しました。一方、経営者側の委員からは介護現場の状況からも提案を評価する意見が出て、議論は平行線をたどりました。

田中分科会長は、提示された案では「2つ問題が残った」とし、省令事項となる認知症グループホームの夜勤職員体制の緩和については、委員の意見を踏まえて厚労省との間でさらに相談を行うとしました。省令事項以外では、ユニット定員について厚労省に引き続き対応案の検討を求めました。分科会後の記者説明での質問に対し、この2点については次回に新たな資料を出して再度議論する考えだと厚労省の担当者が答えました。

詳細資料については、下記 URL をご確認ください。

URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15143.html

【発信元】

一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12-10
大阪市立社会福祉センター 311
TEL 06-6765-3611 FAX 06-6765-3612